

事例 1

重層的支援体制整備事業と一体的に取り組む居住支援

愛知県・稲沢市社会福祉協議会

居住支援のきっかけは、生活困窮者支援

稲沢市社会福祉協議会（以下、市社協）は、平成27年度から生活困窮者自立相談支援事業を受託し、福祉のワンストップ窓口「福祉総合相談窓口（以下、相談窓口）」を設置してさまざまな相談を受け付けてきた。住まいに関する相談では、「家賃滞納による強制退去を命じられた」「住まいと仕事を同時に失った」という緊迫するものから、「休職中のため家賃が払えない」「身体的な問題で1階に転居したい」といった内容まで多岐にわたる相談が寄せられていた。しかし、市社協には住まい探しについてのノウハウや有効な手立てがなく、「不動産会社へ相談してください」と伝え、情報提供するのみにとどまっていた。根本的な解決につながっていない状況に課題を感じたことをきっかけに、居住支援に取り組み始めた。

居住支援法人の指定を受けて

住まいに関する支援策の第一歩として、令和4年3月に居住支援法人の指定を受けた。一番の目的は、これまで相談者だけでなく支援機関にとっても、住まいに関する相談窓口が市内に存在していなかったため、稲沢市において「住まいに関する相談先を明確にすること」である。これは市社協として居住支援に取り組んでいく決意表明でもあった。

時を同じくして、市は令和4年度から重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）を実施し、市社協は5事業すべてを受託した。生活困窮者支援や居住支援に加え、重層事業も相談窓口で担い、複雑化・複合化する課題に対し一体的な支援体制の構築をめざした（QRコード参照）。居住支援は、参加支援事業に位置付け、全世代を対象とした仕組みづくりに取り組んでいる。

住宅・不動産関係者と連携した支援の展開

住宅・不動産関係者と連携した取り組みとして、生活困窮者支援を通じて連携したことのある不動産店を中心に声をかけ、協力不動産店登録制度を確立した。令和6年8月時点で、協力不動産店は11店舗となっている。入居支援は、居住支援の対象者から相談を受けたら、社協の相談窓口が協力不動産店と情報共有し、対応可能な物件情報があれば

返信をいただく流れとなる（下図）。高齢者や障害者などの要配慮者であることを先に提示しているため、後になってそれらを理由に断られるケースは基本的にはないが、対応可能な物件が非常に少ないことは課題である。

不動産関係者や家賃債務保証会社、行政の担当課等と定期的に意見交換会や勉強会を開催し、顔の見える連携づくりや要配慮者への不安感の払拭にも取り組んでいる。意見交換会を通じて、賃貸借契約時の緊急連絡先の役割を確認したうえで、令和5年11月より市社協が緊急連絡先となることも開始した。

公営団地との連携では、各棟の掲示板に相談窓口のチラシを貼らせてもらい、住民からの早期の相談につなげている。

社協が居住支援に取り組む意義と今後の展望

居住支援は、不動産業や土業など異業種との連携が不可欠である。社協の強みは、ネットワークづくりや地域住民、異業種（企業、団体等）との連携が柔軟にできる点であり、実績としてもこれまで、さまざまな相談支援、居場所づくり、権利擁護などを通じて「広義の居住支援」といわれるものに取り組んできた。これらの「実績と強み」に加え、社会福祉法人としての「公益性と専門性」を併せもつ社協だからこそ、居住支援に取り組む意義があると考えている。

今後は、身寄りのない方の支援策の充実や、重層事業の多機関協働体制「稲沢市enモデル」と住まい支援システムの融合など、社協の強みを活かした居住支援の充実に取り組んでいきたい。



多職種連携フロー図
『稲沢市enモデル』

図 協力不動産店と連携した支援の流れ